

○議長（茅沼隆文）

日程第3 議案第38号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、人事院勧告及び神奈川県人事委員会の給与等に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の率の改定を行いたいので、関係条例の一部改正を提案いたします。よろしく願いをいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第38号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月5日提出、開成町長府川裕一。

まず、条例改正の趣旨でございます。人事院では、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本といたしまして、給与と特別給、いわゆるボーナスに関する調査を行っております。本年の調査では、月例給、特別給のいずれもが民間が上回っている結果になりました。この結果を踏まえ、平成29年8月に月例給及び期末勤勉手後等に関する人事院勧告がなされました。内容といたしましては、月例給では0.15%、いわゆるボーナスでは、0.1月分民間のほうが高いという結果となり、公務員の給与を改定するというものでございました。また、神奈川県人事委員会においても、同様に月例給、及び特別給についても引き上げの勧告を行っております。

人事院勧告の具体的な内容としましては、月例給では、20代の若年層の場合、1,000円の増額、30代以上では、基本的に400円程度の増額となるものでございます。また、勤勉手当につきましては、一般職の職員の0.1月分増とするものでございます。これにより、年間総支給月数は4.4月分となります。

なお、再任用職員につきましては、0.05月分増とし、年間総支給月数は2.3月分とするものでございます。これに伴う影響額でございます。明日、補正予算の際にも御説明申しあげますが、給料で約105万円、職員手当で約144万円増額となります。

本町では、従来から人事院勧告の趣旨に鑑み、移行してきた経緯がございます。平成29年分につきましても、同様の対応といたし、条例改正を上程させていただいて

いるものでございます。

人事院勧告は、公務員と民間企業従業員の給与を均衡させることを基本としております。これは公務においては民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存在しないことなどから、その給与水準はそのときどきの経済、雇用情勢等を反映して、労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによります。

本町におきましても、同額改定のときだけではなく、減額の改定時も、原則人事院勧告にのっとり、改定してきた経緯がございます。今回も同様の対応といたしたく、条例改正を提案するものでございます。

それでは、1ページおめくりください。

開成町条例第 号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

開成町職員の給与に関する条例の一部改正。

第1条、開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右側が改正前、左側が改正後になります。

それでは、1ページ目です。第17条第2項第1号になります。再任用以外の職員の勤勉手当の支給割合を定めております。「100分の85」を平成29年度に限り、「100分の95」に改めるものでございます。

1ページおめくりください。同条第2号は、再任用職員について、「100分の40」を「100分の45」に改めるものでございます。

以下、別表は、新しい給料表となります。

この改正は平成29年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

第2条、開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

先程、御説明いたしました、勤勉手当の支給割合ですが、平成30年度からは6月、12月ともに同率とすることとなっております。再任用以外の職員では、それぞれ0.9月分、再任用職員では、0.425月分とするものでございます。適用は、平成30年4月1日からとなります。

それでは、7ページをお開きください。

第3条で、一般職の任期付職員の給与を改正するものでございます。こちらも人事院勧告によるものであります。特定任期付き職員の給料月額について、1号給と2号給について、それぞれ1,000円引き上げるものでございます。なお、現在、開成町には、特定認識付職員はおりません。

以下、附則となっております。この条例は附則の日から施行することとなっておりますが、第2条の改正規定は、平成30年4月1日から施行することとし、それ以外の改正規定は、平成29年4月1日から適用する旨を定めたものでございます。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ありませんか。

(「なし」という者多数)

○議長(茅沼隆文)

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。  
討論もないようですので、採決を行います。

議案第38号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(茅沼隆文)

着席ください。

起立全員によって、可決いたしました。